

## 児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）政策の研究

—国会の議論を通して—

○ 関西女子短期大学 今井慶宗 (006951)

キーワード：児童心理治療施設 情緒障害児短期治療施設 国会

## 1. 研究目的

情緒障害児短期治療施設は、1961（昭和36）年に初期の非行児童に対応するために創設された施設であり、66年の歴史を有する。情緒障害児短期治療施設は2016（平成28）年の児童福祉法改正により児童心理治療施設と改称された。児童心理治療施設は「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて対処した者について相談その他の援助を行うこと」を目的とする施設である（児童福祉法第43条の2）。改正前の旧情緒障害児短期治療施設は「軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」を目的とする施設であったが、一部変更されている。

本研究では、国会両院の本会議・委員会等における旧情緒障害児短期治療施設に関する政策の議論を検討し、施設の意義、対象児童やその取り上げられ方の変遷、施設設置促進政策などについて明らかにする。

## 2. 研究の視点および方法

国会で議論された内容について公開されている議事録に基づいて研究した。

## 3. 倫理的配慮

国会の議事録に基づいて政策を研究するという性質上、個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

## 4. 研究結果

情緒障害児短期治療施設を設立するため、1961（昭和36）年度の厚生省予算に「短期治療施設整備費補助」が新規に設けられた。情緒障害児短期治療施設は非行少年対策の施設と位置づけられていた。政府は、教護院（当時）に送らないで短期的に最長6か月以内で心理学的・精神医学的な治療をすれば非行少年でなくなることがわかってきた旨を説明し、

「非行対策は一つの施策で全部をおおうわけにはいかないので、いろいろの面の問題に対していろいろな施策を講じていくという必要があるか考える」「今回の治療施設は環境による情緒障害児に対する一つの施策ということでモデル的にやってみたい」としたのである。施設を東京・大阪・福岡の3か所にモデル的に作り、非行少年対策を積極的に推進することとした。施設設立経費が1961（昭和36）年度予算に盛り込まれるとともに、児童福祉法の一部改正も国会に上程され成立した。

国は長期的に都道府県に1か所以上の情緒障害児短期治療施設を設置することを目標として、施設整備の補助を実施しつつ、設置の推進を図っている。子ども・子育てビジョンにおいても目標値を47か所と設定し、2014（平成26）年度までに増やしていくこととした。2011（平成23）年7月、厚生労働省の「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」は「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめた。この中で、人口の多い都道府県では複数設置が必要であることから、児童養護施設からの転換を含め、将来は57か所程度を目標とすることとした。国会でもこれが確認されている。また、国は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針のおおむねの案においても、子供に対する専門的ケアを充実させるため、情緒障害児短期治療施設の設置について都道府県の計画に記載するよう盛り込んでいて促進に努めている、としている。厚生労働省は、毎年、全国児童福祉主管課長会議において、未設置の自治体に対して設置推進に努めるよう働きかけを行いフォローアップも行っている。

同施設には、虐待を受けたことなどにより軽度の情緒障害を有する子どもも入所・通所していて、その中には発達障害の子どもも含まれている。施設では家族全体を対象とした家族療法を実施しているほか、施設退所後も個別相談などのフォローを行っている。児童養護施設が不適応で、措置変更で入所する子どもも少なくないが、その措置決定のあり方や施設をさらに活用していく方向性も課題とされている。

## 5. 考察

軽度の非行児童対策から出発し、自閉症、いじめに起因する登校拒否、心身症、被虐待、発達障害など時代に応じて対象が拡大され、年齢要件も拡大されてきた。名称と対象児童や事業内容・入所期間が一致しているとは言い難いこと等も議論されてきた。国会での議論は、設立当初は盛んに行われたが、その後はしばらく低調であった。平成に入って再び議論が活発化し、全体の約3分の2が平成に入ってからのものである。児童福祉法制定から14年後に創設された施設であることを考慮しても、乳児院・児童養護施設や現在の障害児入所施設に相当する施設に比し、国会の議論は少ない。対象児童の変遷に応じて、議論される内容も変化しているが、施設の整備・拡充については、国会での質問と政府答弁の両方において、その必要性が認識されている、近年、都道府県に最低1施設設置する政策が進められているが、さらに各都道府県に複数箇所を整備することも求められている。